

8. 年 金

1) 障害基礎年金	36
2) 障害厚生年金	37
3) 特別障害給付金	37
4) 心身障害者扶養共済制度	38

8. 年 金

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障がいの原因となった病気やけがなどで初めて医師の診療を受けた日（以下「初診日」という）の時点で加入している年金制度によって相談窓口が異なります。

1) 障害基礎年金

受給要件

- 1 初診日に、①又は②のいずれかに該当する人
 - ① 国民年金に加入している人
 - ② 日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である人
- 2 初診日から1年6か月を経過した日、又は1年6か月以内にその病気やけがの症状が固定した場合は、その日（以下「障害認定日」という。）の障がいの程度が国民年金法で定める1級又は2級の状態であること。
- 3 初診日の属する月の前々月までの加入していた期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、又は初診日の属する月の前々月までの1年間に年金の保険料未納期間がないこと。
- 4 障害認定日には2の状態ではなかったが、その後に2の状態になった場合は、65歳前に請求しなければならない。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは、必ずしも一致しません。

20歳未満からの障がい

生まれつきの障がいのある人や20歳前に病気やけがなどが原因で障がいになった人で、20歳以降に受給要件1、2の状態のとき請求できます。請求は20歳の誕生日以降に行ってください。（本人の所得制限が設けられています。）

60歳以上65歳未満で障がい者になった場合

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は、障害基礎年金は支給されない場合があります。

申し込み・問い合わせ
市役所保険年金課
☎72-7861 FAX72-7797

2) 障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日がある病気やけがなどによって、障害基礎年金の1級又は2級に該当する障がいの状態となったときは、障害基礎年金に上乘せする形で障害厚生年金が支給されます。

障害基礎年金の1級又は2級に該当しない程度の障がいでも、厚生年金の障害等級に該当するときは、厚生年金独自の年金として、3級の障害厚生年金が支給されます。また、一時金として障害手当金が支給される場合もあります。

受給要件

- ① 厚生年金加入中に初診日があること。
- ② 障害認定日における障がいの程度が、国民年金法で定める1級・2級又は厚生年金保険法で定める3級若しくは障害手当金を受けられる程度であること。
- ③ 障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていること。
- ④ 障害認定日には②の状態ではなかったが、その後に②の状態になった場合は、65歳前に請求しなければならない。

※共済年金に加入中に初診日がある場合は、各共済組合へお問い合わせください。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは、必ずしも一致しません。

申し込み・問い合わせ
最寄りの年金事務所
☎0761-24-1791
FAX0761-22-3933
(小松年金事務所)

3) 特別障害給付金

支給の対象となる方

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をしていた人の配偶者
- ③ ①又は②であって、当時、任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった疾病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級又は2級相当の障がいの状態にある人

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象とはなりません。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは、必ずしも一致しません。

申し込み・問い合わせ
市役所保険年金課
☎72-7861 FAX72-7797

4) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人（子ども）を扶養する保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人（子ども）に終身一定額の年金を支給する制度です。

※掛金の納入期間は、加入者の年齢によって異なります。

障がいのある人（子ども）の範囲 ※年齢は問いません。

次のいずれかに該当する障がいのある人（子ども）で、将来、独立自活することが困難であると認められる人

- ①知的障がいのある人（子ども）
- ②身体障害者手帳を所持し、その障がいの程度が1級から3級までに該当する障がいのある人（子ども）
- ③精神又は身体に永続的な障がいのある人（子ども）（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が①又は②と同程度と認められる人

加入できる保護者

- ・県内に住所があること。
- ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- ・加入時に特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ・障がいのある人1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

掛 金 保護者の加入した年度の4月1日時点での年齢により、1口あたり次のとおりです。
(令和5年4月1日現在)

加入時の年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

1口目に限り、県と市より掛金の一部助成があります。

(掛金は税金の控除の対象となります。)

※掛金月額は、制度の改正により変更となることがあります。

年金支給額 1口加入月額20,000円（年額24万円）
2口加入月額40,000円（年額48万円）

申し込み・問い合わせ
石川県障害保健福祉課
 ☎076-225-1428
 ☎076-225-1429
市役所介護福祉課
 ☎72-7852 ☎72-1665